

## I 一般社団法人日本調理科学会定款

現行	改正（案）
<p>第6章 役員</p> <p>（役員の任期）</p> <p>第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとする。</p> <p>3 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第6章 役員</p> <p>（役員の任期）</p> <p>第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとする。</p> <p>3 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>4 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任理事又は他の在任理事の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>5 補欠により選任された監事の任期は、前任監事の任期の満了すべき時までとする。</p>